

第 42 期 中小企業診断士養成課程  
受 講 同 意 書

独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業大学校東京校（以下、「大学校」という。）の第 42 期中小企業診断士養成課程（以下、「養成課程」という。）を受講するに当たり、下記の事項について同意いたします。

記

第 1 条 基本事項

1. 中小企業の経営支援や地域経済の発展に積極的に役立てることを目的に養成課程に参加し、事前に予習するなど授業の妨げとならないよう積極性をもってカリキュラムに取り組みます。また、自ら心身ともに健康管理を行います。
2. 養成課程の講師、実習指導員及び大学校関係者（守衛・寮関係者含む）に対して、礼儀と節度をもって接し、長期宿泊型研修の円滑な実施、維持に必要な方針・ルールに従います。
3. 養成課程の受講において、他の受講者に対しハラスメントを含む迷惑行為や不利益を与える行動はいたしません。
4. 養成課程の受講において、実習指導員等の評価により、診断スキル等が大学校の定める修得水準に達しないと判定された場合には、受講期間中においても退校となり、修了証書が交付されないことについて異議はありません。また、その判定に対して一切の異議申し立てを行いません。
5. 養成課程の出席率が 9 割未満の場合には、修了証書が交付されないことについて異議はありません。
6. 診断実習先企業等に対して、不利益や迷惑行為となる行動は一切いたしません。また、診断実習先企業等において取り扱う企業情報は、紛失、流出、漏洩等を生じないように深く注意を払うと共に、受講期間中・後に関わらず、流出等によって生じた損害については賠償いたします。紛失、流出、漏洩等が確認された場合は、受講期間中においても退校となり、修了証書が交付されないことについて異議はありません。
7. 研修教材、配付資料等については、無断転用・複製はいたしません。また、カリキュラム内容・教材の情報は、受講期間中・後に関わらず、養成課程に限った使用とし、第三者(派遣元責任者を除く)に伝えることはいたしません。情報の流出が確認された場合は、受講期間中においても退校となり、修了証書が交付されないことについて異議はありません。
8. 受講者の個人情報、研修を実施する上で必要となる氏名、性別、年齢、勤務先名称、勤務先住所等の情報を講師、実習指導員及び診断実習先企業に提供することについて異議はありません。また、裁判所、検察庁、警察、またはこれらに準じた権限を有する機関から個人情報を求められた場合、情報提供を行うことについて異議はありません。

9. 派遣元がある受講者は、定期的に派遣元責任者に連絡や報告をし、必要な指示を受けるようにします。また、学習の状況や大学校での行動について、必要に応じて大学校から派遣元責任者に情報提供されることについて異議はありません。
10. 感染症、天災等の不測の事態が生じた場合、国・自治体等の方針や、これらを踏まえた大学校の対応方針及びルールに従います。この場合において、感染拡大防止対策に必要な受講禁止等の措置により、修了時期が募集要項等で予定されていた日時より遅れた場合でも異議は申しません。
11. その他、研修を実施する上で必要となる上記以外の事項についても大学校の方針及びルールに従います。
12. 受講期間中において養成課程の受講者として不適当な行為（大学校が他の受講者の受講や研修運営に支障をきたすと判断した行為）及び本受講同意書に違反する行為が確認され、大学校の注意に従わない場合には、退校となり、修了証書が交付されないことについて、異議はありません。

## 第2条 感染症予防対策

1. 研修時間内外において、毎日の検温、校内や寮内におけるマスクの適切な着用、手指消毒など、(別紙1)「中小企業診断士養成課程における感染症予防対策について」に基づいた感染予防行動を遵守します。
2. 感染症の感染拡大防止のため、感染が疑われる場合等には、事前に大学校に連絡の上、受講を見合わせ、感染予防に協力します。
3. 研修のない休みの日あるいは研修終了後に感染が判明し、発症日が研修期間中あるいは研修終了翌日の3日後以内に当たる場合には、必ず東京校まで連絡します。

本同意書については、本紙を(正)とし大学校に提出するものとする。また、各自にて本紙の写しを2枚取り、当該該当者(受講者本人)の(控)と派遣元がある受講者には当該該当者の派遣元責任者の(控)として、それぞれ保管するものとする。

令和 年 月 日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
関東本部 中小企業大学校東京校  
校長

派遣元組織名：

受講者氏名：

印